三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び横須賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県尾花沢市大字寺内字水ヶ沢一六九一の一、一六九一の三から一六九一の一九まで、二五二七の一三、二五二七の二四から二五二七の六七まで、二五二七の七七から二五二七の八〇まで、二五二九から二五三一まで、二五三四、二五三六、二五三七、二五四二、二五四五、二五四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山梨県山梨市三富下釜口字若林五六六の一、五七〇の一、甲府市横根町字平林一一八二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字若林五六六の一・五七〇の一・字平林一一八二の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷三三九の七二から三三九の七五まで、大字**春**米字瀧谷坂六二五の六九、六二五の八四、六二五の九一、大字落折字大林二八五の二、二八五の八、大字糸白見字女夫岩六七四の一、六七四の三、六七四の五、字タワラ七一九の一、七二一、七二六、七二七、七二八の三、七二九の五、七二九の八、七二九の九、七三二の一、七三三、七三四、字横石四五一、字雲場山六八四の二一、六八四の二六、六八四の三〇、字雲場六八五の二一、字奥木地山六八六の六、字ヌクヨ六六八の一、字木地山六四三の三、六四三の四、六四三の七、六四九の三、六九二の一四、七七三、字中木地山六五三の二、六五三の二九、六五四の一、六五四の五、六五四の七、六五四の一六、六五四の二五、六五四の三〇、六五四の四三、六五四の四四、六五四の四六、六五四の四八、六五四の五〇、六五四の五二、六五四の五四、七七五の一、七七五の三、字一ノ谷六九二の八、六九二の一三、字アヤシ谷六九九の一二、七〇一の一一、字田方六二九の六、六二九の九、六三二、六三五、六三七、六三七の一、六三八、六四〇の一、六四一の一、六四一の二、六九二の一五、字小森四七六の一、四七七の一四、四八一の二〇、字森上五一八の四、五一八の六、五一八の七、五一九の一、五二八の一、五三〇の一、五三〇の九、五三七の一、字上ノ山三五五の一、三五八、三七七、三七七の三、三八三の三、三八七、三九七の一、四〇四、字ウヘノ山七五五の二、七五五の三、七五七の一、七五七の二、字水落シ五六九の一、五六九の五、五六九の七、五六九の九、五八六の一、五八八の四、字奥水落シ五九一の一、五九一の九、字ホフデン六〇三の七、六〇五の一、六〇七の一、六〇七の三、六〇七の四、六一〇、六一三の六、六一四の一、六一四の五、六一四の八、六一五の一、字岡開地四一三、四二七から四二九まで、四三五、四三六、四三四三の一、四四三の七、四四四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市滝畑四三五、四四二甲、四四三の一、二一六六、二一九五の一、二一九六の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早七六一、七六二、七六六、七六八、七七二、七七四から七七八まで、七八七、七八九、七九〇、七九一、八一七の一、八一九甲、八一九乙、八二三(次の図に示す部分に限る。)、八二六の一、八二七、八二八・八二九・八三〇の一・八三一・八三四から八三八まで(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、八三九の一、八三九の二、八四〇、八四一、八四二、八四三(次の図に示す部分に限る。)、八四四から八四七まで、八四八の二、八四九、八五一から八五六まで、八五七から八六二まで(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、八六三、八六四・八六五の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、八六六、八六七の一、八六八の一、八六八の二、八六八の三、八六九、八七〇の一、八七一から八八〇まで、一三四一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦